

令和5年 第4回 二海サーモンプロジェクト及び
土地収用法の適用に関する調査特別委員会会議録

令和5年11月9日 八雲町議会議員控室

○事 件

- (1) 上八雲種苗生産施設購入に伴う土地収用法の事業認定申請について
- (2) その他

○その他

○出席委員（11名）

委員長 赤 井 睦 美 君
委員 横 田 喜世志 君
委員 関 口 正 博 君
委員 倉 地 清 子 君
委員 安 藤 辰 行 君
委員 黒 島 竹 満 君

副委員長 佐 藤 智 子 君
委員 大久保 建 一 君
委員 宮 本 雅 晴 君
委員 三 澤 公 雄 君
委員 斎 藤 實 君

○欠席委員（2名）

委員 牧 野 仁 君

委員 能登谷 正 人 君

○出席委員外議員（1名）

議 長 千 葉 隆 君

○出席事務局職員

事務局長 三 澤 聡 君
庶務係長 菊 地 恵梨花 君

事務局次長 成 田 真 介 君

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） お疲れ様です。

それではただいまより特別委員会を開催いたします。

今日はこのあとに総務委員会も控えていて、特別委員会たくさん調査することや意見を交わすことが沢山あるんですけども、今日は一点に絞って、事業を凍結していますから、それを凍結解除するのか、それとも凍結解除しないならどんな方向に進むのかというところを、一点に絞って進めたいと思います。よろしく願いいたします。

【サーモン推進室職員入室】

◎ 事 件

○委員長（赤井睦美君） では、土地収用法の事業認定申請について、ご説明よろしく願いいたします。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。

○委員長（赤井睦美君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） それでは私のほうから、サーモン事業に関わる土地収用法の事業認定の申請書の概要について、ご説明させていただきます。

事前にお配りの資料がありまして、9ページほど両面で印刷したものが、今年8月末現在の時点で、素案、未定稿というかたちで作成している途中の段階のものでございます。

それで、いろいろこれに書いているんですが、もう1枚両面で1枚ものとしてお配りしている資料に基づいて、説明させていただきたいと思います。

それで、今回の上八雲の種苗生産施設の部分について、土地収用法の事業認定に向けて、申請書に必要な項目や説明が必要なことなどの記載事項について、認定を受ける北海道に助言をもらいながら、案として作成してきたものであります。

先ほどもいったとおり、まだ素案で未定稿の段階のものであることを申し添えます。

なお、土地収用法の事業認定申請の事業計画書についてですが、これについては、必要とする土地を取得するために、その土地を何を目的として、どのような事業に使用し、適正かつ論理的であるのか、他に代替地がないのかを説明し、最終的に公共性、公益性を有しているのかということを示す計画書というかたちになっております。

それで、お手元の両面の1枚ものですが、事業認定にあたりましては、土地収用法第20条、事業認定の要件という条項がございまして、これについて審査されることとなります。全部で4項目ありまして、一つ目が、事業が土地収用法の第3条各号に掲げるものに関するものであること。二つ目が、起業者、実際に事業をやる

うとするものが、当該事業を遂行する十分な意思と能力を有すること。三つ目が、事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。四つ目が、土地を収用し又は使用する公益上の必要があるものであること。この4項目について、事業計画において説明することということになっております。

順番に説明させていただきます。

まず一点目の、事業が第3条各号の一に掲げるものに関するものであることに関してですが、土地収用法第3条、これについては、土地を収用し又は使用することができる事業ということで、第1号から35号までが列挙されています。

それで、その中に、第3条の35の中の一つの31号に、国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、試験所、その他直接その事務又は事業の用に供する施設という条項があります。今回の申請書の中のポイントとしては、八雲町がサーモン養殖事業を地域産業として定着させ、持続させていくために、地元でのサーモン種苗生産が必要不可欠であり、熊石種苗生産施設のほかに、サーモン種苗の生産増と、自然災害や漁業発生時の安定供給に備えるため、町として上八雲の種苗生産施設を取得しようとするもので、土地収用法第3条第31号に該当するものと考えているということで、記載しているところでございます。

次に二点目の、起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有することということについて、第2期の八雲町の総合計画において、水産業の振興としての主要施策といったところがあり、栽培・増養殖漁業等の振興と海洋資源との調和というところがあります。取り組みの基本的方向として、既存の増養殖事業の振興に加え、海域特性に応じた新たな魚種の研究・定着を図ります。施策として、新たな有望魚種の研究・定着というのがあります。

それで、八雲町の第2期総合計画に、海域特性に応じた新たな有望魚種の研究・定着を掲げておりまして、その事業として、サーモン種苗生産及び養殖事業に取り組むものであり、事業を遂行する意思を有するものであると。

また、能力の部分についてですが、町が事業を実施していくために予算措置を講じ、財源を確保することが能力を有することとして求められるものと考えており、そういった部分について記載しているものでございます。

裏にいきまして、三つ目、事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。ここが、この土地収用法の事業計画の中では、一つの大きなポイントとなるところでございます。

それで、土地を取得するにあたって、得られる公共の利益と失われる利益、代替案があるかということ、事業計画書には記載しております。

得られる公共の利益の部分については、上八雲の種苗生産施設を取得することにより、町の産業として育成しているサーモン種苗生産量を確保できるとともに、魚病や災害等による不測の事態に備えることができ、海面養殖に必要な種苗を安定的に確保することができる。また、上八雲の民間種苗生産施設は、既に種苗生産実績があることから、新たに施設を建設するよりもコストを抑制して種苗生産が可能であり、公共の利益は大きいと考えているということを記載しております。

逆に、取得することによって失われる利益としては、上八雲の民間種苗生産施設

の所有者は、当地での事業を停止する予定であり、事前の協議では、所有者から町の公益性及び必要性については基本的には理解を得ており、失われる利益は限定的であると考えたと。

町としては、今後も誠意をもって用地等取得の協議を重ねていくこととしているが、解決が困難な場合も想定し、あらかじめ事業の認定を受けようとするものであるということを記載しております。

代替案について、この代替案というのは、上八雲の現在、取得しようとしているものに替わるものはないのかということ、比較して説明しろということでありませぬ。

サーモン種苗生産には、良質で豊富な水が必要となります。八雲町内には、熊石地区と上八雲地区が種苗生産の実績であり適地であるという考え方に基づいて説明をしております。

それで、熊石地区は、町で既に保有している熊石種苗生産施設のほか、熊石黒岩地区の冷水川流域が候補地として考えられるが、水利権の確保のほか、新たに施設等を建設するのに約2億5千万円程度の多額の費用が必要となる。また、既存の種苗生産施設と同じ熊石地区で日本海側に位置し魚病発生や自然災害等の危機管理面から劣るという考え方で説明をしております。

それで、上八雲地区というのは、今回取得しようとしているのはまた別なところに、もし建てる可能性はないのかということでの記載となっております。

上八雲地区に建設することを想定した場合、実を言いますと、上八雲地区の他に土地を見込んでいないので、仮想としてでも作らないといけないという助言をいただいたので、ここは仮想として、もし、同規模の施設を上八雲地区に建てるとしたらという場合の想定での作りになっております。

それで、上八雲地区に建設することを想定した場合に、遊楽部川水系の水利権は既存の施設が取得しているため困難であり、新たな施設建設には、同様に同規模なのでだいたい2億5千万円程度の多額の費用が必要となり、また、新たに建設する施設で適切に種苗が生産できるか不確実リスクがあるということで説明させていただいています。

以上のことから、豊富で良質な湧水を確保でき、種苗生産に必要な設備が整っている上八雲の民間種苗生産施設を取得することとしたものであり、適正かつ合理的な利用であると考えられているという記載をしております。

最後に四番目の、土地を収用し又は使用する公益上の必要があるものであることというところで、八雲町の第2期総合計画に掲げる、新たな魚種の有望魚種の研究・定着の実現に向けて、サーモン種苗生産と海面養殖を進めるため、サーモン事業による地域産業の活性化の取組に使用する土地・建物を取得するものであり、公益上の必要性があるものとする。

二点目として、サーモン養殖事業は、八雲町はもとより道南中心に広がりを見せているが、種苗は道外に依存しており、安定供給、輸送費用、鮮度保持等の面が課題となっており、地元での種苗生産と周辺への種苗供給は、公益性に資するものとする。この四つの項目、要件について、この申請書の中では、いろいろ書いてあ

りますが、ポイントとして説明して、現段階ではいるという状況でございます。私のほうからは、以上でございます。

○委員長（赤井睦美君） それでは、ありがとうございます。

質問、意見のある方は、今説明を受けた両面印刷の紙と、それから申請書についての質問でもオッケーですか。ということで、両方についての質問とご意見がありましたら、皆様のほうからよろしくお願いいたします。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 要件のポイントのほうの土地収用法第3条のことなんですけれども、3条の31項かな、国又地方公共団体が設置する庁舎、工場、試験所、その他直接の事務。これの工場に入るという解釈なんですかね。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 工場若しくはその他直接ってところで。

○委員（大久保健一君） これを道に確認しているようなんですが、これは、今まで我々は、いずれ民間なり第三セクターの会社なりがやって、営利事業をやると、町長儲かりますよって言ってましたが、そういう前提での工場もこの対象に入るって回答を得てるんですか。道に確認しているところは。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。

○委員長（赤井睦美君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 前回の全員協議会等でもご説明したと思いますが、土地収用法の事業認定を使うとした場合に、町が直接的にやらないといけない。それで、町が直営ということが前提となるので、今回もし取得できた場合として、それを新たに作る法人に譲渡できるかといったら、にわかには譲渡できないと考えていまして、もし運営するとなった場合に、町は直接というのがなかなか難しいのであれば、そこに使用許可を出すか、あるいは指定管理、町が保有したまま運用させるということを考えざるを得ないと考えております。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） であれば、町が保有して指定管理なり貸すなりして、民間がここを使うということでもオッケーなんですか。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。

○委員長（赤井睦美君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） そこは町が保有して、町として実施するにあたって、その運営の部分を、企業なり委託者に任せるというかたちであるので、そこは問題ないというふうに考えております。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） ちょっとその運営で確認したいんですけども、運営って言うことは、町の事業としてやるのか、はたまた民間事業の事業としてやるのに町が貸すのか、そこはハッキリしていただきたいと思います。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。

- 委員長（赤井睦美君） サーモン推進室長。
- サーモン推進室長（田村敏哉君） あくまでも所有者が町であって、運営するものは町というかたちになると思います。運営の責任ということです。
- 委員（大久保建一君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 大久保委員。
- 委員（大久保建一君） ちょっとそれは、ちょっと公益上の問題と違ってくるような気がするんですけども、あくまでも今までの説明であれば、民間事業者が民間の仕事として営利を生んでやるという仕事だったという説明だったと思うんですが、そこはどうなんですか。町の事業としてやるんですか、いつまでもこれは。町が事業計画作ったものを、運営だけをそこに任せるってことなんですか。そうではないですよ、今までの説明は。民間事業者が、民間事業としてやるということですよ、今まで説明していたのは。だからちょっと違うんじゃないんですかってことなんですけど、どうなんでしょう。
- サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。
- 委員長（赤井睦美君） サーモン推進室長。
- サーモン推進室長（田村敏哉君） 昨年9月に今後の方向性で示したときも含めて、私の考えでは、（聞き取り不能）使うとか、そういったことも含めて、町が保有しなければならないという前提で、私はその時点から考えておりました。ただ、今、お話しがあった運営については、確かに指定管理者にすれば、施設としては町が保有すると。ただ運営の部分については、新しく法人を作るのかどうかは、また、他の民間なのか分かりませんが、そこに運営は任せるということで、その収益の中でやっていただくということを前提として、今のところは検討しているというところでございます。
- 委員（大久保建一君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 大久保委員。
- 委員（大久保建一君） 今の答弁では分かりづらいので、民間事業でやるのか、町の事業でやるのかはっきりしてください。町の予算で、それを事業を行って行って、その指定管理者には、そのかかった事業費を指定管理料として払うだけなのか。それとも、ここの施設を民間が使って売り上げを出して、経費を会社が払って利益を出していくのか、どちらなのかはっきりしてください。
- サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。
- 委員長（赤井睦美君） サーモン推進室長。
- サーモン推進室長（田村敏哉君） 現段階で、そこ町として、こういうふうを実施していくという、頑固たるものを決定行為としているわけではありませんが、現在想定しているのは、施設としては町が保有して、それで指定管理や使用許可なりによって、その運営については、民間事業者が運営して、その収益で、その運営を賄っていくということを前提で、考えているところでございます。
- 委員（大久保建一君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保建一君） 今、そこが決まってないと言いますが、そこが一番重要な問題で、町が事業を行っていかないと、民間がやるかどうか町がやるかどうか、まだ決まってないなら、公益の事業とは言えないんじゃないですかというのが私の考えです。違いますか。そこが一番大事なところだと思うんですよ。

○副町長（成田耕治君） 委員長、副町長。

○委員長（赤井睦美君） 副町長。

○副町長（成田耕治君） 今、室長のほうからお答えはしました。当然、先ほど言ったように過疎債の関係だとかとあって、当然、最低限 12 年間は、町のものとして保有します。それで今、法人の関係については、前の全員協議会でも説明したんですが、今、水利権の関係があって、実際にですよ。今、熊石の関係に関しては、水利権の関係があって、現実な姿。だから、どれくらいの水利権が得られるかによって、その事業、今、八雲町がやろうと思っている事業の総額がまだ決まってないんですよ。だから、今、水利権の 7 倍の水量が必要なんですけれども、実際に道のほうから、どれくらいの水量が出るかによって、今、50 万粒っていう最終的なふ化の規模を予定してるんですが、これが当然、今、希望しているものの 3 分の 2 しか水利権がとれないということになると、大きな、今、これから進めようと思っている、今、話しをしている法人としての総額が変わってくるので、実際に水利権がはっきりした段階で、法人とのどのようなかたちで、今後、運営していくかのスタイルが決まってないから、今言った発言に繋がってるということです。

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保建一君） 熊石の施設の水利の取水量が決まってないからというのは、それは分かるんですけども、こっちの話し関係ないじゃないですか。上八雲の話しは関係ないじゃないですか。全然全く別な話しだと思いますよ。ここの今、収用の申請を上げるにあたり、一番大事なところが決まっている。だから民間がやる事業なんですか、町がやる事業なんですか、町がやる事業でなければ公共に供すると、公に供するという事ではないんじゃないですかって言うことを言ってるだけです。だから、今までの説明では、民間が運営するっていう説明でしたよねって。だから、そこはどうなんですかって言うお話しなんですよ、それだけです。取水量が云々だとか、全体の計画がどうだとか、そういうことではない。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。

○委員長（赤井睦美君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） その部分に関しては、町として、今回もし土地収用法に申請するのであれば、今、お話しがあったとおり、公共性、公益性があって、町が運営していくものじゃないかということだと思いますが、町が今回取得して、町が条例設置をして、その運営部分だけを事業者任せるということであっても、あくまでも所有者である町に責任に帰属するということから、該当になるものと考えております。

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

- 委員(大久保建一君) じゃあ、町が事業をやっていくということでもいいんですね。
- 委員長(赤井睦美君) そういうことですよ。
- 副町長(成田耕治君) そういうことです。
- 委員(大久保建一君) はい。そしたら、上八雲のバックアップ施設で、今まで説明してきて、このロードマップだとかいただいたのは、もう変わったということでもいいんですか。
- サーモン推進室長(田村敏哉君) 委員長、サーモン推進室長。
- 委員長(赤井睦美君) サーモン推進室長。
- サーモン推進室長(田村敏哉君) ロードマップのとき、上八雲のバックアップ施設ということで書いてありましたが、そこで種苗生産法人を設立して運営していくと言いますが、そのこの部分につきまして、設立後の施設運営は、法人が負担してやっていくというかたちになっていますが、そこ町が所有したまま今回はやっていくというかたちですが、運営自体は種苗生産法人で考えているということです。
- 委員(大久保建一君) 言ってることがちょっと分からないんですけども、ここに書いていることを読みますよ。サーモン種苗生産施設の最後のところで、サーモン種苗生産を法人へ移行後の施設運営費は、法人負担とすると書いています。運営費は、法人が負担するということは、ここでの種苗施設の生産物も、売り上げとしてあるからこそ費用になる訳ですよ。ということは、町に歳入で入らないんだから、民間の売り上げと民間の経費でやっていくということですよ。それは、町の事業って呼べるんですか。民間事業じゃないですかそれ、どう考えても。それとも費用だけ、その民間企業が払ってくれて、種苗の生産の売り上げというのは、町の歳入として入るということですか。だから町の事業っていう意味ですか。どういう意味ですか。
- サーモン推進室長(田村敏哉君) 委員長、サーモン推進室長。
- 委員長(赤井睦美君) サーモン推進室長。
- サーモン推進室長(田村敏哉君) 施設自体は、町として設置して保有していると。そのこの運営の部分については、指定管理等で、そこでの事業の収入の中で運営者がまかなっていただくというかたちをとろうということが、一つの案として考えられると思っております。
- 委員(大久保建一君) はい。
- 委員長(赤井睦美君) 大久保委員。
- 委員(大久保建一君) 収入の中でといいますから、それが売上だってことですよ。そういうことですよ。だから売り上げと経費は民間がやって、施設の賃貸になるのか指定管理になるのか分からないけれども、施設は町で保有するということですよ。ということは、民営ということでもいいんですよ。
- サーモン推進室長(田村敏哉君) 委員長、サーモン推進室長。
- 委員長(赤井睦美君) サーモン推進室長。
- サーモン推進室長(田村敏哉君) ここに書いてあるように公設民営って考え方で、設置して町が所有して、運営部分については、担っていただくというかたちで。

- 委員（大久保建一君） だから公設民営ということは、民営なんですよ。公設民営って言いましたよね。民営ですよ、そしたら。
- サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。
- 委員長（赤井睦美君） サーモン推進室長。
- サーモン推進室長（田村敏哉君） あくまでも設置主体は町であるので、町が設置したまま運営部分をお任せするというかたちになりますので、町が全く関与しないということにはならないと思っています。
- 委員（大久保建一君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 大久保委員。
- 委員（大久保建一君） まったく理解できないんですけども、違うことを質問させていただきます。これの説明資料の裏面の失われる利益のところちょっと教えてください。上八雲の民間種苗生産施設の所有者は、当地での事業を停止する予定でありって書いてるんですが、今現在、もう停止してるんですか。
- サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。
- 委員長（赤井睦美君） サーモン推進室長。
- サーモン推進室長（田村敏哉君） 私の承知している限りでは、まだ実施していると聞いております。
- 委員（大久保建一君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 大久保委員。
- 委員（大久保建一君） これいつ停止する予定なんですか。
- 副町長（成田耕治君） 委員長、副町長。
- 委員長（赤井睦美君） 副町長。
- 副町長（成田耕治君） 所有者との話合いの中では、実際の話、この収用法に関して、ある程度目鼻立ちが立った段階で、その生き物ですから、だから今、入っているものに関しては、今くらいに幼魚を出す予定なんですけれども、そういうような状況ではあります。これから、この事業者に関しても、今、別なところで事業を展開していて、孵化をする施設を新たに設けないとならないという状況が、現実にあります。
- 委員（大久保建一君） もう一度今のお願いします。
- 副町長（成田耕治君） 今の事業者に関しては、別なところで養殖事業を展開していて、今のふ化施設でふ化しているものを、新たに事業展開していく。八雲でないですよ、別なところで事業展開をするという準備があるんですけども、それに関しては、今、八雲町が、いつ取得するかという、全然そういうことがない中で、今、進めているので、だから、今ある施設で、今後ある程度の状況が分かるまで、生き物に関しては入っている状況になる。今回 11 月にふ化したとしたら、来年の春先くらいまでは、その施設を使用せざるを得ないのかなって思っております。
- 委員（大久保建一君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 大久保委員。
- 委員（大久保建一君） これを読んだところ、私の感想ですよ。当地での事業を停止する予定でありって、確かに当地って書いていますよね。この人達、要は養殖事

業からは撤退するわけではないけれども、町が必要だからここは売ってくれて、それでこの人達は、買ったお金でまた新しい施設をわざわざ作ってくれると。そこで事業をやると、そういう意味ですか。

○副町長（成田耕治君）　そうです。

○委員（大久保建一君）　収用ってというのは、私の解釈でいったら、そこの施設を収用しちゃいますよと。使わせてくださいと。公共の意味があるから使わせてくださいということで、取り上げることもできるような法律ですよ。この人達は、まだ養殖事業というものを続けるのに、ここの施設を町が使うからよこせって収用で申請して通るんですか。全くこの事業者が、養殖事業から撤退してやめるといふなら話し分かりますが、養殖事業をまだ続けてるのに、まだ使える施設を八雲町に収用で出して、それで他のところをわざわざこれから副町長の説明でいったら、水利権の取得は大変難しいと。なのに、その水利権をわざわざ探して、別のほうに用地を探して作ってくれると。だけど八雲町が必要だから、収用を進めますよって、そういう話しですよ。それで良いんですか。

○副町長（成田耕治君）　委員長、副町長。

○委員長（赤井睦美君）　副町長。

○副町長（成田耕治君）　実際にですよ、新たに施設を作るにしても、今それに替わるような施設はあるんですよ。別なところにあるんです、そこの事業者に関しては。でも、ふ化をする施設に関しては今はない。だから、水利権だとか、そういうのは確保している場所があるんです、ちゃんと。だから、そのところに新たにふ化機能を持った養殖施設は、新たに作らないとならない。そういうような状況です。

○委員（大久保建一君）　はい。

○委員長（赤井睦美君）　大久保委員。

○委員（大久保建一君）　同規模のものを作るとなると、ここに2億5千万程度かかるって書いていますが。5千万円で売って2億5千万円かけて、その事業者が作るという意味ですか。

○副町長（成田耕治君）　委員長、副町長。

○委員長（赤井睦美君）　副町長。

○副町長（成田耕治君）　だから、別な地域に、そこまで設備投資しなくてもふ化をするだけの設備を整えることは、多額の費用をかけないで、この事業者はできる環境には今あるということです。だから、一から全部作るんじゃなくて、おおよその施設はあるんです。でも、そのふ化をする機能の養殖施設については、新たに設置しなければならないということを確認しています。

○委員（大久保建一君）　いいです。わかりました。このやりとりを聞いて、他の人の意見も聞きたいですから。

○委員長（赤井睦美君）　他に質問や意見はありませんか。

○委員（黒島竹満君）　はい。

○委員長（赤井睦美君）　黒島委員。

○委員（黒島竹満君）　今まで大久保委員との話し合いの中で、結局、全協で町長が言ったことと相当異なっている部分があるんだよね。結局、あそこを買って、全部

その業者にやらせるんだって、施設を全部作らせるんだってという話しもしてたんだよね。けど今回は、この書類がこうやって出さないと、多分、収用法としては通じないから書いたと思うんだけど。だから、その辺が、結局、全くこのあと心配なんだよな、はっきり言って。結局、町長がそうやって全協で言ってるのに、今これを出しちゃったら、町が全部、最後までやっていかないとないという、多分、かたちになるのかなと思う。そこが一番大事なところだと思うんだよね。だから、民間にしたって、施設全部貸すっていつてるんだから。最初の話。それで施設を全部、民間に作ってもらうんだって。民間でやってもらうんだって。そうやって全協で言ってるわけだ。だから、まず、その辺の部分が、まず大きい問題になると思うんだよね。終わったあと。仮にだよ、これが出ていったあとに、出て行って、それこそ土地収用法が決まったよとかってなったときに、あと大変じゃないかなと思うんだよね。まずその辺は、町長とちゃんとその辺、話ししてるの。これ作る時、文書作る時。はっきりしてないなら、してないって言えばいいし、もう打ち合わせしたというなら、そういうふうに。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。

○委員長（赤井睦美君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） この申請書の素案自体は、まだ素案で起案もしていないので、町長はまだ見ていないのが正直なところです。

それからもう一点。今回の種苗、上八雲の種苗生産の施設にあたって、当初は任意で売買するというかたちで私は聞いていて、去年の9月の今後の方向性を作ったときも、任意の売買であって、町として購入したものを民間の事業者なりに譲渡するのか、あるいは自治法上、市町村が貸し付けはできないんですね、行政財産で。ですから使用許可を出すのか、もしくは指定管理者でやるのかというのは選択肢はありますが。ただ、去年の11月、昨年11月下旬以降、実際の事務をやったのは年明け以降から、検討や土地収用法の適用についての検討とかをしましたが、土地収用法の今ご説明したもので取得をしようとなると、町として運営していかないと。これ前回の全員協議会でご説明しましたが、町として運営していかねばならない。そこで使用許可を出すなり、先ほどお話しをした指定管理者でやるということは可能と考えていますが、そうなった場合には、今、議員が言われたとおり、当初考えていた、町が購入したものを民間事業者等に譲渡してというかたちは、にわかにはすぐには難しいというふうに考えているというのは、前回の全員協議会でもお話しをしたということでございます。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） それも前回だと思うんだよね。町長に、この収用法を使ったときに、今後どうするんだと俺が聞いたときに、全部、町で貸すから大丈夫だって、そっちのほうで借りたほうに全部やってもらうって話しをしてるんだよね。この収用法の話が出てきてから、そういう話しになってる。その前じゃないから。だから結局、今後、問題になる部分があるんじゃないのって話しをしてるだけ

で、今、取りあえずは町長と打ち合わせもしてないというから、まず、文書は文書だから、そういうことですから。

○委員（大久保建一君） だけど、町長と担当課の考えが違ったら、もう駄目なんじゃないの。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） そもそも論ですけれども、本体のガイドラインは示されました。しかしながら、この土地収用法によって、ガイドラインすらも変えていかなければならない。そもそも本体のガイドラインができて、その準備もままならないままに、バックアップ施設だけがクローズアップされていること自体がそもそもおかしいんですね。まずは本体の計画を、ガイドラインにのっとるのか、変更するのか、そこをしっかりと決めて。それからじゃないと種苗数だって、当然、出てきませんので。そもそもが3万尾しか作れない施設、本体は50万粒を目指すということですが、周りの市町村によって初めてそれが達成する額であるにもかかわらず、バックアップ施設は、熊石町内のみでの種苗数にしかならない。そもそもが、バックアップ施設そのものの、バックアップ施設が重要だということは、よくよく分かっているんですけれども、計画としては、ちょっとあまりにも傷がありすぎる。当然、それをバックアップ施設を事前に認めた議会の責任も、当然大きいです。我々ものんだうえて、これは一旦、バックアップ施設の話し云々よりも、ちゃんと本体のガイドラインをしっかりと固めるということ。計画を固めるということが、僕は順番としてはそれが先だと思えます。この不用が出てきて更にいろんな、さっき大久保さんのやり取りの中でも、いろいろとまた塗り返さなきゃならないような土地収用を使うというのは、あまりにも筋が通らないし、前回の大久保さんの質疑の中でも象徴的だったのは、道が事業認定するものというのとはよく分かるんです。ただ事前に諸処の問題を、町の中でしっかりと話し合った上で、本来であれば道が事業認定のテーブルに載るといふ部分において、そもそもが税金を安くするために、この収用制度を使いたいというのを答弁してしまっているんで、ここはどうしようもない。この収用に関しては、ただ土地所有者はそれを望むというのは、当然だと思うんです。だから、行政側はちゃんとしたラインを持つべきであって、ちゃんとこれはこういうことだから無理なんですってことを作らないとならなかった。これは行政側の責任ですよ。そこら辺はちゃんと議会側の責任、行政側の責任をしっかりと考えた上で、今一度これはすべて白紙にも戻すということになるろうかと僕は思うんです。極論なのかもしれないですし、議員個人個人、皆さんの意見があるでしょうけれども、それぞれの責任をきっちりかみしめた上で、ちょっと一回、この計画自体、上八雲の土地の売却も含めて、僕はしっかりと止めて、まずは本体の計画をしっかりと固めるという部分にシフトしていかないと、何もかも駄目になりますよこれ。今まで投資して金額もあるだろうし、漁業者も楽しみにしている部分もあるだろうし、もし、近隣の町村も八雲で種苗作ってくれるんだっていったら、そしたら俺たちは海面養殖だけでって思っている人たちがいるとするならば、冒とくですよこれ。そういうつむりの種苗施設を作るなら、そういう責任をしっかりとかみしめた上で、ち

やんとした計画を練るということが八雲町の責任だと思います。その上で、僕は、この上八雲の施設に関しては、一回白紙に戻すことが、現段階ではベストかなと思いますが、これ他の議員の皆様の意見。

○委員長（赤井睦美君） 今日はこの資料の説明を行政の方にしていただいて、皆さんから質問がなければ、そこで一旦、行政の方には退席していただき、議員間討議をしたいと思いますが、もし質問がなければ。あったらどうぞ質問してください。よろしいですか。

そしたらお聞きすることはないということでしたので、どうもありがとうございます。このあと議員間討議で、今、関口さんが皆さんの意見も聞きたいということですから、皆さんそれぞれ意見を出していただきたいと思います。

暫時休憩します。

【サーモン推進室職員退室】

休憩（午前10時45分）

再開（午前10時46分）

○委員長（赤井睦美君） では再開します。

今、関口委員から、今回は元々のロードマップ作っていただいて、私たちもいただいているんですが、それがどんどん変わってきていると。だから元々のかたちをしっかりと作ったうえで、上八雲の施設の購入に移るべきで、今はそこにまで手を広げずに白紙状態にして、元々のかたちをしっかりと整えるべきではないかという意見が出ましたが、皆様からはいかがですか。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 私もですね、先ほど大久保委員が冒頭からいろいろお話しをしたことには、非常に疑問を持って、そこのところはメモして、肝心なことだけ聞かなければいけないと思っていたんですけれども。やはり僕は、木蓮の当初目的と、そして今の結果ずっと振り返って、やっぱりこれから町がやる場合に、どういう点について、やはり僕自身の議員としての考え方をまとめたらいいのかなとずっと考えてきたんですけれども、やはり冒頭の計画から、その場その場の考え方でということでは、町長はないと思いますが、やはり事業を計画して、そしてやりながら考えていくという、そういう方向のやっぱり考え方で進めてきているので、そこところは、もう僕はもうちょっと提案する側として、やはりある程度の計画の土台を示さなければ、これまでの経過を踏まえた、木蓮の経過を踏まえた中で、やはりこれ自体、やはり変な方向に行ったら、これからのやはり八雲町の事業として取り組むものについては、非常に疑義が出てくる部分があるんじゃないかなと。それでサーモン養殖自体を否定しているわけではないんですね。だからその部分、先ほど関口さんが言ったように、やはりもう一回立ち止まって見てみる、考えてみるというこ

とは、やっぱり必要でないかなというふうに思っております。公共性とそれからこうやった部分、果たしてどう結び付けていくのかということですね。

○委員長（赤井睦美君） 他に。遠慮なく言ってください。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 私も、関口さんや斎藤さんと同意見で、土地収用法というか、事業認定について立ち止まって考え直す必要があるんじゃないかと思います。意見として。

○委員長（赤井睦美君） 他にありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 私も大久保さんと同じで、質問をしたことに対する答弁が、あまり明確ではないし、それを答えられない苦しさを見させてもらったので、回答の無いものだという見方をさせてもらっているのです、同じです。

○委員長（赤井睦美君） はい、三澤委員。

○委員（三澤公雄君） みんなの前だから言うけれども、僕は土地収用法第3条に書かれている公共の利益となる事業っていうのは、直営じゃなくてもできると思って、この収用法に関しては前向きに考えてたんです。だけど、いろいろこの調査特別委員会で出てきたものなんかを読んでいたら、不透明な部分が、ここに至るまで、走りながら考えてきた結果なのかもしれないけれども、堂々と公共の利益となる事業という看板に、ちょっと泥が被ってきたのかなと思うので、これはちょっと立ち止まって、そもそものところから考えなければいけないのかなと思いました。

○委員長（赤井睦美君） 大体、皆さん立ち止まって考えるべきではないかって意見が多いんですけども、その逆の意見とかありませんか。皆で話し合っ、議会としての意見ということで出したいので、多数決とかというよりは、皆で一致させたいと思うんですけども。

○委員（斎藤 實君） もう一ついいですか。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 僕ね、公設民営っていう言葉、先ほど出ましたよね。それで、どっちの主導なのよって言ったて、民間にやってもらわなければならないわけだから、それを冒頭で町長、そのとおりに言ってるわけだから、そのとおりになんですよ。だから、そこまでいくことによって、ところが、ここにきていろいろと変わってきてる。そしたらそれが、できなくなって町が主導になるということになると、これもまたいかがなものなのかと。ノウハウないわけだから。その辺のところもちょっと困るよなど。それで今、取得するかというその業者自身は、僕、これサーモンの説明で取得するとき、せっかくやっている企業がいるわけだから、それはその企業に任せて別にやったほうがいいんじゃないですかって言った経緯があるんです。ただそのときは、水温、水の関係だとかいろんなことを言っていました。でもね、やっぱり町全体としては、企業を呼び込みたいわけだけだから。それをある企業を無くして、町が取得しなければならないという、僕はそこのところは疑問だねと言った

経緯は、冒頭で覚えてるんですよね。だから今でもその部分、そして今、その企業自身が、八雲町でなくて別なところでやるということなんだよね。そすると、結果的には、せっかく一生懸命やっている企業さんを、町が取得することによって追い出すことになるんじゃないかって、その疑義が、ずっと気持ちの中にあるんですね。今の止めるかどうかの話とは別ですが。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） そろそろ凍結解除するかしないかというところが、一番大事なところだと思うので、その辺を各委員から聞いてもらったほうがいいんじゃない。私はやっぱり関口君が言うように、一回白紙にするという観点からいっても、まだ凍結を解除するべきではないというふうに思いますが。

（「同じです」という声あり）

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保建一君） 具体的に凍結解除しないでどうなるか分からないですが、私も関口君と同意で、売買そのものも見直すと。それが凍結であれ、減額の補正予算であれ、とにかく執行させないということであればいいと思います。

○委員（関口正博君） 現状は減額になったままですよ。

○委員（大久保建一君） なってないよ。可決したんだから。

○委員（関口正博君） だけど減額補正したしよ、去年に。

○議長（千葉 隆君） してない。

○委員（大久保建一君） 減額補正して、またプラスの補正して。

○委員（関口正博君） それを凍結したのか。

○委員長（赤井睦美君） だから、凍結解除しなければ、まさか解除しないまま過ごせないの、そのあともどうするか。

○委員（大久保建一君） だから二回目の減額補正。

○委員（黒島竹満君） 解除しないと、書類出していけないから。だから解除するべきではないと。

○委員長（赤井睦美君） すみません、私ちょっと詳しくないので議長にお聞きしたいんですが。解除しないって、まず結論出しますよね。解除しないって結論になったとしたら、議会って一回、認めてるから、解除しなかった場合は、どういう手続きで、白紙に戻すって意見が多いんですが、どういう手続きをしたら白紙になるんですか。

○議長（千葉 隆君） 今、凍結しているのはあくまでも、事業認定の事務の予算を凍結しているので、凍結をするというのは、事業認定できないというだけの話だから。もう一方で、5千万の予算の執行の話しを付帯にして付けないと、凍結というのは、事業認定だけの話だから。だから、もう一つ、5千万の契約についても、白紙っていう意見だから、それについても、この中で決めるのであれば決めて、理事者に伝えないとならないと思う。その上で、それがのまれるというか、理解されるのであれば、前段の凍結は、議会に委ねられるから、それで判断で通るけれども、

白紙というところは、ちょっとどうなのかなって。ただ、白紙の部分、白紙となると、だまって予算が執行されない場合と、もう一つは、去年やってみたいに、減額補正をして白紙にしてもらうというやり方がある。だから、もしも理事者のほうに、減額補正して、もう一回精査した中で5千万の根拠も含めて、精査しながら交渉してくださいというのであれば、減額補正の要求をしたほうがシンプルかなというか。そして、それに応じるか応じないかは、理事者の判断。そうすると、やっぱり違うことにも波及しますよということも、なぜかと言ったらやっぱり、今までの計画が、変更して変更して変更して変更してというふうになってきてる状況から、こういう実態になっているから、やはり議会と理事者の信頼関係が、著しく失われるような状態であるから、一旦、減額補正をして、適正な価格を積算しながら交渉して、適正な計画と確かな計画と、適正な金額でやるのであればそれはそれでまた提案してくれば、納得できるものもあるし、それが断念する場合もあるだろうし、だからその辺の整理を、今したほうがいいのかなど。ただ単に凍結というだけだったら、契約の5千万の部分は生きてるから。常識的に言えばね、それも白紙ですよって。

○委員（関口正博君） ただ、さっきも言葉の中で言ったけれども、売り主側の要求というのは、ある意味、一般であれば当たり前だと思うんです。税金少しでも安くして、自分たちの土地を少しでも高く買ってもらいたい。それを、こちらが一方的に、こちらの事情でまたなくしなければならないという部分のリスクは、やっぱりその部分も話し合っておくべきだと思うんです。俺はこれ行政側の責任っていうのは、すごく大きいと思うんです。議会も含めて。あいまいな態度で振り回した。当初から数年経って、この状況にさせてしまう。さっきの言葉から言ったら、他所の土地にそういう施設を作ったまで、ここから撤退するという部分も、それがそうなのであるならば、相当なプランを変更させてしまうという部分に関しては、逆に訴えられても仕方ないって気がします。そういう部分の対応に関しても、ちょっとやっぱり考えるべきなのかなと思います。白紙に戻すって俺も軽々しく言ったけれども、そのための影響って非常に大きい気がします。

○議長（千葉 隆君） 発言を許してもらえば。要は進んでもリスクがあると思うんだ。だから、そういう凍結の判断するのもリスクがある。でも、リスクがあったときに、正当な補償額とか、正当なリスクというのを、明らかにしてやらないから、こういう不透明なことが起きると思うんだわ。だから、白紙にして、それじゃあやろうと思ってたことがやれないよと。それは皆が納得して、例えば補償額が出てくるとか、それは法廷で争うのか、協議の中で争うのか、争うというか協議で収まるのか。そういうのはオープンにしてやれば、みんな納得できるだろうし。だから関口委員さんが言うように、業者の思いというか、というのも当然あるだろうし。そういうのが分からない中に、例えば5千万の中に包まさせていたとしたら、逆に言ったら不透明になるから、やっぱりその辺も含めて、白紙の中でやるというのは、そのことも含めて白紙の協議なのかなと。その辺も伝えてもいいんじゃないかなと思うけど。当然、進んでいたやつのを中断するわけだから。出てくると思うよ、相手も。相手というのは当然だし、こっちも思いもあるだろうし。

○委員長（赤井睦美君） 他に意見はありませんか。

私も斎藤委員がおっしゃったように、元々やっている業者がいるのに、それを追い出して、なぜ新しい人を入れるのかは、全く私たちは聞かされてなかったというか。この業者が、とても変だとか駄目だとかそういうことではないんですよ。

○議長（千葉 隆君） でも理屈的におかしいんだよね。収用してまでやろうとしているのに、収用しないよと言ったら、補償をよこせっていうのは、理屈に合わない気がする。でも、あるかも分かんないんだわ、リスクというのは。というのは、さっき言った事業計画って作ってると思うんだわ。長期計画っていうのは、個々の事業者が。だからその部分が、どういうふうに反映されてくるのかは分からない。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員おっしゃったように、町長がやりながら走りながら考えるから、こういうことになってしまったというのは、本当にものすごい後悔を痛感しました。だから、やっぱりここは一度、私たち本当にそういうこともちゃんと調査しないで認めてしまったっていう議会のマイナス、大きなマイナスなんですけれども、そこを深く反省して、もう一度、一緒に考えたいということで、凍結は解除せず、白紙でもう一度考えましょうっていう提案でよろしいですか。

○委員（大久保建一君） じゃあ減額補正を求めるってことね。

○委員長（赤井睦美君） そう。

○委員（大久保建一君） 賛成。

○委員長（赤井睦美君） そこまでという方はいませんか。そういうかたちで、お伝えするということでもよろしいですか。

○議会事務局長（三澤 聡君） はい。

○委員長（赤井睦美君） そうということで。あとこれから総務委員会ありますので、そういうかたちでお伝えしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

〔散会 午前11時06分〕